

主権免除法制の整備に関する要綱試案（2）

目 次

第 1 0	雇用契約（条約第 1 1 条関係）	-----	1 頁
第 1 1	不法行為等（条約第 1 2 条関係）	-----	6 頁
第 1 2	日本国内にある不動産等（条約第 1 3 条関係）	-----	6 頁
第 1 3	知的財産権（条約第 1 4 条関係）	-----	7 頁
第 1 4	法人等の構成員としての地位又は権利義務（条約第 1 5 条関係）		8 頁
第 1 5	船舶（条約第 1 6 条関係）	-----	1 0 頁
第 1 6	仲裁合意の効力（条約第 1 7 条関係）	-----	1 2 頁

第10 雇用契約（条約第11条関係）

- 1 外国等は、日本国内においてその全部又は一部が提供され、又は提供されるべき労務に係る当該外国等と個人との間の雇用契約に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。
 - 2 1は、次に掲げる場合には、適用しないものとする。
 - ① 被用者が、使用者である外国等（第2の3①の政府の機関にあってはその所属する外国とし、同②に掲げるものにあつてはそれらが所属する外国又は連邦国家の州その他の国の行政区画とする。以下①、②ハ及び④において同じ。）の安全、外交上の秘密その他の外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために雇用されている場合（②に掲げる場合を除く。）
 - ② 被用者が次に掲げる者である場合
 - イ 外交関係に関するウィーン条約第1条（e）に規定する外交官
 - ロ 領事関係に関するウィーン条約第1条1（d）に規定する領事官
 - ハ 国際機関に派遣されている常駐の使節団若しくは特別使節団の外交職員又は国際会議において外国等を代表するために雇用されている者
 - ニ イからハまでに掲げる者のほか、外交上の免除を享有する者
 - ③ 個人の採否又は雇用契約の更新の有無に関する訴え又は申立て（〔【甲案】金銭の給付を目的とするものを除く。〕〔【乙案】損害の賠償を求めるものを除く。〕）である場合
 - ④ 解雇その他の雇用契約の終了の効力に関する訴え又は申立て（〔【甲案】金銭の給付を目的とするものを除く。〕〔【乙案】損害の賠償を求めるものを除く。〕）であつて、使用者である外国等の元首、政府の長又は外務大臣が、当該訴え又は申立てに係る裁判手続が当該外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあると認めたものである場合
 - ⑤ 裁判手続が開始された時において、被用者が使用者である外国等（第2の3①の政府の機関及び同②に掲げるものにあつては、それらが所属する外国）の国民である場合。ただし、当該被用者が日本国内に恒常的な居住地を有する場合を除く。
 - ⑥ 雇用契約の当事者間に書面による別段の合意がある場合
- (注) 条約第11条2（f）ただし書に対応する規定は置かないものとする。

【参照条文】

○外交関係に関するウィーン条約第1条(e)

「外交官」とは、使節団の長又は使節団の外交職員をいう。

○領事関係に関するウィーン条約第1条1(d)

「領事官」とは、その資格において領事任務を遂行する者（領事機関の長を含む。）をいう。

1 第10は、条約第11条に準拠して、日本国内においてその全部又は一部が提供され又は提供されるべき労務に係る雇用契約に関する裁判手続について、1で使用者である外国等に免除が認められないとの原則を、また、2①から⑥まででその例外を定めることを提案するものである。

2 条約第11条1ただし書に対応する規定の要否について（条約第12条から第14条まで及び第16条の各ただし書の規定、第15条2の「関係国が合意している場合」の規定においても同様）

当該ただし書の規定は、関係国との間で別段の合意がある場合には、本条約の規律よりも当該別段の合意が優先することを確認するものである。一般に、条約は国内法に優先すると解されているから、国内法に特段の規定を置かなくとも問題はないと考えられるため、前記ただし書に対応する規定は置かないこととする（なお、当該別段の合意は、国民の裁判を受ける権利を制約することとなるため、国会承認条約により行われるべきものであると考えられる。）。

3 2①の「外国等（中略）の安全、外交上の秘密その他の外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行するために」という文言について

2①に対応する条約第11条2(a)は、「被用者が政府の権限（government authority）の行使として特別の任務を遂行するために採用されている場合」を同条1の例外として定めているところ、コメントリーには、当該規定の具体例として「秘書、電信官、通訳、翻訳官その他の国家の安全又は根本的利益に関する役割を任せられた者」が挙げられている。そこで、2①においては、コメントリーに挙げられた前記具体例を踏まえ、文言については国内法の用例（行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第10条第2項第1号参照）を参考にして「外国等（中略）の安全、外交上の秘密その他の外国等の重大な利益に関する事項に係る任務を遂行

するために」としたものである。

【参照条文】

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第10条第2項第1号
(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- 一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

4 2③及び④の適用範囲について

ア 2③及び④の適用範囲の区別について

2③及び④は、条約第11条2(c)及び(d)に対応するものであるところ、これらの各規定は、「個人の採用、雇用契約の更新又は復職」については無条件に外国等に裁判権からの免除を認める一方で、「個人の解雇又は雇用契約の終了」については一定の要件を具備する場合にのみ裁判権からの免除を認めている。このような規定の趣旨は、雇用関係の開始に関するものについては外国等に広い裁量を認めるが、既存の雇用関係を終了させるものについては、労働者保護の見地をより重視して、外国等の裁量に一定の制約を加えるという点にあると解される。

そこで、第10においても、本条約の前記趣旨に従い、2③において、個人の採用又は雇用契約の更新がされたことを理由として現実の就労(注)や地位の確認を求める裁判手続については、無条件に外国等に裁判権免除を認めるが、2④において、解雇その他の雇用契約の終了の有効性を争って現実の就労や地位の確認を求める裁判手続については、元首等が外国等の安全保障上の利益を害するおそれがあると認めた場合にのみ、外国等に裁判権免除を認めることとしている。

(注) 我が国の労働法上は、一般的には就労請求権は認められないとするのが判例・通説であるが、外国法が準拠法とされた場合や、当事者間で別段の合意がされていたような場合には、我が国においても、現実の就労を求める裁判手続が想定され得ることとなる。

イ 金銭請求に係る裁判について

(ア) 金銭請求に係る裁判の原則的な取扱いについて

条約第11条2(c)及び(d)は、もともと金銭請求に係る訴訟とは切り離されて議論されてきた問題であり、コメントリー等でも、金銭請求に係る裁判について使用者たる外国等は裁判権から免除されないという解釈が示されているから、基本的に金銭請求に係る裁判は2③及び④には含まれず、外国等は裁判権から免除されないと考えられる。

(イ) 外国等が解雇等を理由に就労を拒否している期間の賃金支払請求に係る裁判について

前述のとおり、金銭請求に係る裁判について外国等は基本的に裁判権から免除されないとしても、外国等が解雇等を理由に就労を拒否している期間の賃金支払請求に係る裁判については、2③及び④の適用対象とすべきか否かが問題となる。この点については、当該裁判を含む金銭請求に係る裁判全部を2③及び④の適用対象から除外して1の規律に服させる（すなわち、外国等は裁判権から免除されないということになる。）とする立場（甲案）と、当該裁判については2③又は④の適用対象とし（例えば、採用されたこと（雇用契約が成立していること）を理由とする賃金支払請求であれば2③によって規律され、解雇の無効を理由とする賃金支払請求であれば2④によって規律されるということになる。）、損害賠償請求に係る裁判のみを2③及び④の適用対象から除外して1の規律に服せせるとする立場（乙案）とが考えられる。それぞれの案の理由は、以下のとおりである。

a 甲案の根拠

当該裁判も金銭請求に係る裁判の一種であり、前提となる解雇の無効等は判決理由中で示されるに過ぎないのであるから、外国等に対する損害賠償請求に係る裁判と同様に考えることができる。

b 乙案の根拠

- ・外国等が就労を拒否している期間の賃金支払請求は、現実の就労や地位の確認を求める場合と同様、解雇の無効等を理由とするものである。現実の就労や地位の確認を求める裁判について外国等が2③又は④により裁判権から免除されるという場合に、前記賃

金支払請求に関しては解雇の無効等を審理することができるとするのは、取扱いの均衡を欠く。

- ・甲案に立つと、現実の就労や地位の確認を求める裁判について外国等が裁判権から免除される場合でも、外国等が就労を拒否している期間の賃金支払請求については、これを認容する判決を出すことが可能となる。その場合、外国等は被用者に賃金を支払い続けなければならないから、実質的には外国等に採用等を強制したことと同じになり、相当ではない。

5 2④の「外国等の元首、政府の長又は外務大臣が（中略）認めたものである場合」について

このような認定があったことは、民事訴訟の一般的な証拠調べの方法によって審理に上程されれば足りるので、国内法には、これにつき特段の手続規定を設ける必要はないと考えられる。

6 2⑥のただし書の要否について

2⑥について、条約第11条2（f）ただし書と同様のただし書を置くかという点については、我が国には、現在、国際裁判管轄について日本に専属管轄を認めた規定はなく、そのような規定が設けられる場合には、その時点で規定を設ければ足りるので、国内法にはこの規定に対応する規定を置く必要はないと考えられる。

7 2の1①等の「外国等」について

報告書試案の第10の2①では、使用者である「外国等」について、これが国家である「外国」以外の場合（すなわち、国の行政区画や主権的権能を行使する団体等の場合）には、全てそれらが所属する「外国」の安全等に関するものであるかを判断することとしていた。しかし、条約第11条2（a）では"government authority"という文言が用いられているところ、「連邦国家の州その他の国の行政区画」も独自の"government authority"を持ち、それ自体の重大な利益等を観念できるような場合もあり得るため、第10の2①の「外国及びその政府の機関」以外の「外国等」については、それらが所属する「外国」以外に、それらが所属する「連邦国家の州その他の国の行政区画」も含まれるような内容に変更することを提案するものである（なお、第10の2②ハ及び④の「外国等」についても2①と同様の意味内容に変更することを提案するものである。）。

第 1 1 不法行為等（条約第 1 2 条関係）

外国等は、人の死亡若しくは傷害又は有体物の滅失若しくはき損が、当該外国等に責任があると主張される行為によって生じた場合において、当該行為の全部又は一部が日本国内で行われ、かつ、当該行為を行った者が当該行為の時に日本国内に所在していたときは、これによって生じた損害又は損失の金銭によるてん補に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

1 第 1 1 は、条約第 1 2 条に準拠して、一定の類型の不法行為等に係る金銭によるてん補を求める裁判手続については、外国等が裁判権から免除されないことを定めることを提案するものである。

2 「行為によって生じた場合」について

第 1 1 に対応する条約第 1 2 条は、「作為又は不作為によって生じた場合」と規定しているが、「行為」とは「人間の意思に基づく身体の動又は静」定義され（法令用語研究会編「有斐閣法律用語辞典第 3 版」393 頁）、また民法の不法行為法における「行為」は、作為及び不作為の双方を含む概念であるとされているので（加藤一郎編「注釈民法（19）」20 頁及び 35 頁）、第 1 1 においては「行為によって生じた場合」という文言を用いることとしたものである。

第 1 2 日本国内にある不動産等（条約第 1 3 条関係）

1 外国等は、次に掲げるものに関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

① 日本国内にある不動産に関する当該外国等の権利若しくは利益、当該不動産の当該外国等による占有若しくは使用又は当該不動産に関する当該外国等の権利若しくは利益若しくは当該不動産の当該外国等による占有若しくは使用から生ずる当該外国等の義務

② 相続、贈与又は無主物の取得によって生ずる動産又は不動産に関する当該外国等の権利又は利益

2 外国等は、信託財産、破産者の財産その他の財産の管理に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

第12は、条約第13条に準拠して、日本国内にある不動産に係る外国等の権利等に関する裁判手続及び贈与等によって生じる動産又は不動産に係る外国等の権利等に関する裁判手続について、外国等が裁判権から免除されないこと（1関係）、並びに信託や破産等に係る財産の管理に関する裁判手続について、外国等が裁判権から免除されないこと（2関係）を定めることを提案するものである。

なお、第12に対応する条約第13条（a）及び（b）は、典型的には、外国等自らが当事者となるような裁判手続の場合の規定であるが、同条（c）は、財産の管理に関する裁判手続について主権免除を主張し得ないという規定であるから、両者は性質が異なるものであると考えられる。そこで、1①及び②を条約第13条（a）及び（b）に対応するものとして、また2を同条（c）に対応するものとして、分けて規律することとしたものである。

第13 知的財産権（条約第14条関係）

外国等は、次の事項に関する裁判手続について、裁判権から免除されないものとする。

- ① 当該外国等が有する知的財産（知的財産基本法第2条第1項に規定する知的財産をいう。）に関して日本国の法令により定められた権利又は日本国の法律上保護される利益に係る権利（②において「知的財産権」という。）の存否又は内容
- ② 他の者が有する知的財産権に対して当該外国等が日本国において行ったと主張される侵害

【参照条文】

○知的財産基本法第2条第1項

（定義）

第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

1 第13は、我が国の知的財産権に関する裁判手続については、外国等が裁判権から免除されないことを提案するものである。

2 第13の適用範囲について

第13に対応する条約第14条は、法廷地国において法的な保護の対象となっている知的財産権に関する規定であり、外国で保護されている知的財産権に関する裁判手続は同条の適用対象外である。また、法廷地国において法的な保護の対象となっている知的財産権の侵害に係る裁判手続についても、同条が対象とするのは法廷地国で侵害された場合に限定されている。そこで、第13は、同条の適用範囲と平仄を合わせ、我が国で保護されている知的財産権の存否又は内容に関する裁判手続及び我が国の国内で行われた当該知的財産権の侵害に係る裁判手続に適用されることとしたものである。

第14 法人等の構成員としての地位又は権利義務（条約第15条関係）

1 外国等は、法人その他の団体であって次の①及び②に掲げる要件のいずれにも該当するもの（1及び2において「法人等」という。）の社員その他の構成員（1において「構成員」という。）としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続〔であって、当該外国等と法人等又は法人等の他の構成員との間の関係に関するもの〕について、裁判権から免除されないものとする。

① 当該団体が国等又は国際機関以外の構成員を有すること。

② 当該団体が、日本国の法令に基づき設立され、又は日本国内に主たる事務所若しくは営業所を有すること。

2 1は、紛争の当事者間に当該外国等が当該裁判手続において裁判権から免除される旨の書面による合意がある場合又は法人等の定款、規約その他これらに類するものにその旨の定めがある場合には、適用しないものとする。

1 第14は、外国等が、法人等の構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続について、原則として裁判権から免除されないことを定めることを提案するものである。

2 1柱書の「構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義

務に関する裁判手続」及びブラケットの文言（「であって、当該外国等と法人等又は法人等の他の構成員との間の関係に関するもの」）について

第14に対応する条約第15条では、「参加に関する裁判手続」と規定されている。この「参加に関する裁判手続」とは、団体に参加していること、すなわち団体の構成員になることから生ずる問題に関する裁判手続であると考えられる。

そこで、1では、「参加に関する裁判手続」の意味内容を明らかにするため、「構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続」としたものである。

なお、1柱書「であって、当該外国等と法人等又は法人等の他の構成員との間の関係に関するもの」という文言をブラケットに入れたのは、条約第15条の1の「参加に関する訴訟手続」を国内法において、「社員その他の構成員としての地位又はその地位に基づく権利若しくは義務に関する裁判手続」とすれば、条約第15条の1の前記ブラケット内の文言に相当する部分も含意されるため、重ねてブラケット内の文言を入れる必要はなく、むしろ、外国等と法人等を当事者とする裁判手続や外国等と法人等の他の構成員を当事者とする裁判手続に限定するという解釈の余地を排斥するにはブラケット内の文言を削除した方がよいという考え方があることによるものである。

3 1①の「国等又は国際機関以外の構成員」について

条約第15条1(a)は、法人その他の団体に民間部門からの構成員がいることを要件とするものである。したがって、外国等及び日本（ただし、ここでは国家のみを指すのではなく、第2の2-1の「国等」で定義されたものである。）のみが当該団体の構成員である場合にも、民間部門からの構成員はおらず、非免除の要件は満たさないことになるから、1①においては、日本も含めて「国等又は国際機関以外の構成員」と定めるのが相当であると考えられる。

4 1②の「主たる事務所若しくは営業所」について

1②に対応する条約第15条1(b)では、それぞれ"seat", "principal place of business"と規定されているところ、"seat", "principal place of business"については、いずれも業務の中心地であることを示していると考えられることから、「主たる事務所」、「主たる営業所」とすることで、本条約が念頭

に置いている"seat", "principal place of business"の意味するところを表現することができるものと考えられる。

第15 船舶（条約第16条関係）

- 1 船舶を所有し又は運航する外国等は，紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が〔私法的〕〔商業的〕目的で使用されていた場合には，当該船舶の運航に関する裁判手続について，裁判権から免除されないものとする。
- 2 1は，軍艦又は軍の支援船については，適用しないものとする。
- 3 船舶を所有し又は運航する外国等は，紛争の原因となる事実が生じた時において当該船舶が〔私法的〕〔商業的〕目的で使用されていた場合には，当該船舶による貨物の運送に関する裁判手続について，裁判権から免除されないものとする。
- 4 3は，2の船舶により運送されていた貨物又は国等が所有し，かつ，非〔私法的〕〔商業的〕目的のためにのみ使用され，若しくは使用されるべき貨物については，適用しないものとする。

(注) 条約第16条2後段，5及び6に対応する規定は置かないものとする。

- 1 第15は，外国等が所有し又は運航する船舶及びこれにより運送される貨物について，私法的目的（商業的目的）で使用されていた場合には，裁判権免除が認められないことなどを定めることを提案するものである。
- 2 1及び3の「〔私法的〕〔商業的〕目的」並びに4の「非〔私法的〕〔商業的〕目的」について

1，3及び4に対応する条約第16条1，3及び4には，それぞれ"(non-) commercial"という文言が用いられているが，要綱試案内での用語の統一性という観点からすれば，第9で"commercial transaction"を「私法上の取引」と表記することと平仄を合わせて，それぞれ「(非) 私法的」と定めるのが相当であると考えられる。

他方で，海洋に関する他の条約の日本語公定訳（国連海洋法条約第236条等）及び国内法令（領海等における外国船舶の運航に関する法律第2条第3号等）との用語の統一性という観点からすれば，第15においては，それぞれ「(非) 商業的」と定めるのが相当であるとも考えられる。

そこで、いずれの文言が相当であるかは、今後更に検討する必要があると考えられるので、第15においては、「(非) 私法的目的」と「(非) 商業的目的」とを併記することとしたものである（なお、以下においては、記載の簡明性のため「(非) 私法的」という文言を用いることとする。）。

なお、1、3及び4に対応する条約第16条1、3及び4では、「政府の非私法的目的」といったように、それぞれ「政府の」という文言も併せて用いられているが、この文言を用いなくても条約16条1、3及び4の内容を表すことは可能であるため、国内法には、この文言を置く必要はないものとして整理している。

3 条約第16条2後段に対応する規定の要否について（同条4前段で引用する「2の船舶」においても同様）

条約第16条2後段は、「国が所有し又は運航する他の船舶であって政府の非私法的業務にのみ使用しているもの」を同条1の例外として定めている。コメンタリーによると本条約の一読時の草案の段階では、当該規定に「使用」のみならず「使用される目的 (intended for use)」という文言も入っていたが、後者の場合を除く趣旨で後者の文言が削除された。この点に鑑みれば、条約第16条2後段は、紛争の原因となる事実が発生した時点において実際に非私法的業務にのみ使用されている船舶を対象としており、その当時に非私法的目的で使用されていなかった場合には、たとえ使用される目的があつたとしても本条に含まれないものと解するのが相当である。そうすると、結局条約第16条2後段は、同条1の規定の意味を裏から確認したに過ぎないものといえるので、国内法においては、特段の規定を置く必要はないと考えられる。

4 条約第16条5に対応する規定の要否について

条約第16条5は、日本の法制の下では当たり前のことを述べているに過ぎないので、国内法においては、特段の規定を置く必要はないと考えられる。

5 条約第16条6に対応する規定の要否について

条約第16条6は、裁判手続において、ある国が所有若しくは運航する船舶又はある国が所有する貨物の非私法的な性質等に関して問題が生じた場合に、当該国の外交上の代表者等が署名し、かつ、法廷地国の裁判所に送付した証明書が当該船舶又は貨物に関する性質の証拠となる旨を規定し

ている。我が国の民事裁判手続においてこのようなものが証拠となり得ることは当然であるので、国内法においては、特段の規定を置く必要はないと考えられる。

第16 仲裁合意の効力（条約第17条関係）

外国等は、当該外国等以外の国の個人又は法人との間で私法上の取引に関し書面による仲裁合意（仲裁法第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）がある場合には、当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関して裁判所が行う手続について、裁判権から免除されないものとする。ただし、当該仲裁合意に別段の定めがある場合は、この限りでないものとする。

【参照条文】

○仲裁法第2条第1項

（定義）

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係（契約に基づくものであるかどうかを問わない。）に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断（以下「仲裁判断」という。）に服する旨の合意をいう。

- 1 第16は、私法上の取引に係る紛争に関する仲裁合意の効力を定めることを提案するものである。
- 2 「当該仲裁合意に基づく仲裁手続に関して裁判所が行う手続」について
コメンタリーによると、第16に対応する条約第17条の趣旨は、仲裁合意をした外国等は、当該仲裁合意に関して裁判所が有する監督的管轄権の行使については、裁判権からの免除を主張し得ないという点にある。コメンタリーによると同条（a）から（c）までの規定は、その具体例を示したものであるが、これらはいずれも我が国の仲裁法第1条にいう「仲裁手続に関して裁判所が行う手続」に含まれると考えられる。そこで、第16では、この仲裁法の表現にならった文言を採用することとしたものである。